

第7部門B 郵便史・日本

「承認印」小史 かたやま なみお 片山 七三雄 (東京都) ①

1883年1月1日施行の郵便条例により郵便禁制品が制定されたが、1886年2月、禁制品の一部が「他の郵便物に危害を加えない程度に堅固な包装であること」を郵便局で確認できた場合に承認印を押すことを条件にして差し出せるようになった。以後、蚕種、小包郵便物にまでこの適応範囲を広げたが、1900年10月1日の郵便法等施行時に「郵便物包装規則」が制定され、承認印の使用は廃止された。

本展示では、郵便禁制品の制定、禁制品及び承認印対象郵便物を公示した郵便差出箱掲示書と、管理局からの「承認印」送付封や、承認印返納指示書を含め、「承認印」押印対象の郵便種別を全種類揃え、かつ「承認印」の使用局所を全局揃えて、わずか14年半程度しか使用されなかった「承認印」の使用の全貌を示す。

「承認印」小史

「承認印」使用の経緯

明治10年1月1日の郵便条例時、郵便禁制品が制定され、下記の内容物は郵便に差し出すことが不可と規定された。第十四條 送付禁止物品ハ郵便物ナラズ

- 一 毒物、毒藥、毒物類、毒物類製造品、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類
- 一 武器類、火薬、雷管、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類、雷管類
- 一 爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類
- 一 火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類
- 一 火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類

しかし明治19年2月、上記は以下のように改正された。

第十四條 第一項ノ物品ハ之ニシテ

- 一 毒物、毒藥、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類、毒物類
- 一 武器類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類
- 一 爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類、爆竹類
- 一 火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類、火銃類

上記の「変更」に示す通り、下記の新規「承認印」(明治19年2月12日郵便法第三十六号)である。

郵便物ノ包装ハ堅固ニシテ送付禁止物品ニ非ズルモノハ郵便に差し出すことが可キ。但シ第一項ノ物品ハ之ニシテ

- 一 凡ソ何カ人ノ生命ヲ危害スルモノハ郵便に差し出すことが不可ナリ。
- 一 送付禁止物品ノ包装ニシテ送付禁止物品ニ非ズルモノハ郵便に差し出すことが可キ。但シ第一項ノ物品ハ之ニシテ
- 一 送付禁止物品ノ包装ニシテ送付禁止物品ニ非ズルモノハ郵便に差し出すことが可キ。但シ第一項ノ物品ハ之ニシテ
- 一 送付禁止物品ノ包装ニシテ送付禁止物品ニ非ズルモノハ郵便に差し出すことが可キ。但シ第一項ノ物品ハ之ニシテ

要するに、新規定は「毒物、爆竹及び小包郵便物」にも適用される。

「承認印」の経緯は、以下の資料を参照してください。

- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)
- 一 郵便物包装規則(明治19年2月12日)の制定(第三十六号)

この頃の明治20年4月7日、家を改められた郵便物種別には「第五種(蚕種)」として独立する。

「小包郵便物」は、以下の「小包郵便物法第三十九条」(明治20年12月公布第401号)より「承認印」の使用を開始し、郵便物には「承認印」を押しつけている。承認印は、その局所を明示するため、200種類ある。

明治23年3月1日の郵便法-郵便規則の施行時に「郵便物包装規則」が制定され、「承認印」は廃止された。

本展示のプラン・特徴

本展示では、オリジナルデザイン(郵便物)を含め、「承認印」の使用の全貌を示すことを目指す。比較対照のため、「承認印」を押しつけていない郵便物もあつた(第10、19ページ)。

- 1) プロローグ 郵便禁制品の制定、禁制品及び承認印対象郵便物を公示した郵便差出箱掲示書を揃える。
 - 1 郵便差出箱掲示書の「送付禁止物品」(第10ページ)
 - 2 郵便差出箱掲示書の「承認印」(第19ページ)
 - 3 管理局が承認印を送付した封皮(第19ページ)
- 2) 郵便種別と承認印 1〜4 「承認印」押印対象の郵便種別(第19ページ)の「承認印」(第10〜19ページ)
 - 1 蚕種、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物
 - 2 郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物
 - 3 郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物
 - 4 郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物、郵便物
- 3) エピローグ
 - 1 管理局からの承認印送付封(第19ページ)
 - 2 承認印返納指示書の全種類(第19ページ)

§1 プロローグ 「承認印」を管理局から交付

管理局(長野駅運出強所)差出の「承認印」送付封皮

信濃国・生坂郵便局「承認」(200%)

長野 1886年3月31日 信濃 立津・大町 生坂 4月 2日
長野駅運出強所差出 郵便事務

§2 「承認印」押印郵便物 3) 第五種(蚕種)

第五種「蚕種」送付「承認」 「蚕種点検済」印押

信濃国・松本郵便局「承認」(200%)

蚕種点検済

信濃 松本 1897年 8月 1日 信濃 別所 2日 第五種郵便物 40分重 2種
第一種で示した「密封具付送付封皮手続」(明治20年3月13日公布第三十七号)による取付。
要領のみ封入確認済で封緘の「密封具付送付封皮」印押、包装の通背について「承認」印押。

§3 エピローグ 「承認印」を管理局へ返納

郵便物包装規程制定:「承認印」の使用廃止に伴う同印の監督局への返納

群馬国・黒川郵便局「承認」(200%)

群馬 60%

山形郵便局
郵政受取局
印
中